



## 国と地元の人々とラムサール条約

宮田春夫(新潟大学)

### 自己紹介

- 1983 - 86年: 外務省国連局
- 1988-89年: 釧路湿原国立公園管理事務所



- 1989-91年: 国連環境計画アジア・太平洋地域事務所



- 1993-95年: 世界銀行
- 1997-99年: 国際湖沼環境委員会

### ラムサール条約の対象: 条約第1条第1項

- この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。

### ラムサール条約による合意事項には、

#### 湿地一般に関する合意事項

と、

「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲げられている湿地に関する合意事項

とがある。

### 湿地一般に関する合意

- 第4条第1項: 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。
- 第6条: 締約国会議は「締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行う。」

### 国際的に重要な湿地に係る登録簿に掲載された湿地に関する合意

- 第2条第1項: 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿に掲げられる。
- 同第6項: 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を使用する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

## 第2条第1項により各締約国が 指定すべき、その領域内の 「適当な湿地」とはどのようなものか

- 第2条第2項: 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従って、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとっていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。

1987年の第3回締約国会議において、締約国会議として具体的基準作りをすることになり、1990年の第4回会合以来、登録簿に掲げるべき湿地についての具体的基準を締約国会議が採択している。

## 登録簿に掲げるべき湿地について 合意された基準

- 各生物地理区内において代表的な湿地
- 絶滅のおそれのある種または生態学的群集の存在にとって重要
- 生物地理区の生物多様性を維持するのに重要
- 生活環の重要な段階を支える上で重要
- 水鳥2万羽を定期的に支える湿地
- 水鳥の個体数の1%を定期的に支える湿地
- 固有な魚類の種等で湿地の価値を代表する個体群の相当な割合を維持
- 魚類の産卵場、稚魚の成育場、漁業資源が依存する回遊経路等

## 基準1 各生物地理区内において 代表的な湿地

- 湿原: 尾瀬ヶ原・尾瀬沼、苗場山周辺湿原など
- 河川: 仲間川、浦内川(西表島)
- 湖沼: 十三湖・岩木川、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖など
- 塩性湿地: サロマ湖、野付半島・野付湾・尾岱沼
- マングローブ林: 名蔵アンパル、仲間川、浦内川
- 干潟: 三番瀬、和白干潟、有明海など
- 藻場: 野付半島・野付湾・尾岱沼(アマモ)、隱岐島周辺沿岸(ガラモ)など
- サンゴ礁: 串本錆浦・潮岬西岸、慶良間諸島周辺沿岸、石西礁湖
- 地下水系(カルスト地形)・湧水地: 秋芳洞

## 基準2 絶滅のおそれのある種または 生態学的群集の存在にとって重要

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・タンチョウ      | ・キクザトサワヘビ   |
| ・マナヅル       | ・リュウキュウヤマガメ |
| ・ナベヅル       | ・アベサンショウウオ  |
| ・クロツラヘラサギ   | ・リュウキュウアユ   |
| ・ズクロカモメ     | ・ミヤコタナゴ     |
| ・ヘラシギ       | ・ベッコウトンボ    |
| ・オオセッカ      |             |
| ・カラフトアオアシシギ |             |

## 基準3 生物地理区の 生物多様性を維持するのに重要

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ・サロマ湖      | ・名蔵アンパル             |
| ・濤沸湖       | ・石西礁湖               |
| ・風蓮湖       | ・浦内川                |
| ・沼の原・沼の平   | ・西表島南西部海域お<br>よび河口域 |
| ・雨竜沼湿原     |                     |
| ・小笠原諸島周辺   |                     |
| ・有明海       |                     |
| ・慶良間諸島周辺沿岸 |                     |

#### 基準4 生活環の重要な段階を支える上で重要

- ・小笠原諸島周辺(アオウミガメの産卵数が多い)
- ・屋久島西部海岸(アカウミガメの産卵数が多い)

#### 基準5 水鳥2万羽を定期的に支える湿地

- ・定量的基準を3年連続又は5年のうちの3年を満たしている湿地: 蕎粟沼、三番瀬、瓢湖、中海、宍道湖
- ・渡りの時期に基準を満たしている湿地: 濤沸湖、野付湾、風蓮湖

#### 基準6 水鳥の個体数の1%を定期的に支える湿地

- |               |         |
|---------------|---------|
| ・サロベツ原野       | ・猪苗代湖   |
| ・サロマ湖         | ・利根川下流部 |
| ・能取湖          | ・三番瀬    |
| ・濤沸湖          | ・福島潟    |
| ・野付半島・野付湾・尾岱沼 | ・瓢湖     |
| ・風蓮湖          | ・中海     |
| ・蕎粟沼          | ・宍道湖    |
| ・最上川河口        | ・和白干潟   |
|               | ・出水干拓地  |

湿地	ガン・カモ	シギ・チドリ	ツル	種	1%基準	季節	データ						
							最大値	1998	1999	2000	2001	2002	2003
福島潟(新潟県)	0			コハクチドリ	860		-	1,521	2,807	97	2,195	-	-
瓢湖(新潟県)	0			ヒシクイ	550		1,575	3,892	3,037	2,442	4,119	-	-

#### 基準7 固有な魚類の種等で湿地の価値を代表する個体群の相当な割合を維持

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・知床半島サケ・カラフトマス遡上河川群 | ・住用湾流入河川および河口部 |
| ・三番瀬                | ・名蔵アンパル        |
| ・裏磐梯湖沼群             | ・仲間川           |
| ・父島・母島の河川           |                |
| ・三方五湖               |                |
| ・宍道湖                |                |
| ・有明海                |                |

#### 基準8 魚類の産卵場、稚魚の成育場、漁業資源が依存する回遊経路等

- ・知床半島サケ・カラフトマス遡上河川群
- ・三番瀬
- ・三方五湖
- ・宍道湖
- ・有明海

## なぜ国際登録なのか

### それぞれの国にとって、 国際協力にはいくつかの意味

- 良い情報交換の機会を作り、他の国の事例を参考にして自国内の取り組みを改善する。
- 国際的に知恵を出し合ってそれぞれの国の取り組みをより良いものにする。
- 国境を越える対象に関して各国が協調して取り組むことによってより効果を高める。
- 人類の共有財産と言えるものについて共同して取り組む。

など

### ラムサール条約の場合

- 湿地一般に関する取り組み(第4条第1項など)
  - 他の国の事例を参考にして自国内の取り組みを改善すること
  - 国際的に知恵を出し合ってそれぞれの国の取り組みをより良いものにすること
- 国際的に重要な湿地の登録
  - 渡り鳥という国境を越える対象に関して協調して取り組むことによってより効果を高めること
  - 生物多様性という人類の共有財産と言えるものについて共同して取り組むこと

### 福島潟について言えば、 登録の意味は

- 湿地としての管理等の取り組みについて他の国での取り組みを参考にしたり、国際的に知恵を絞って福島潟の管理の改善を図ったり、他国での改善に役立ててもらったりすることができる。
- ヒシクイやコハクチョウなどの国境を越える渡り鳥のために他の国の人たちと協調する。
- 渡り鳥を含めて作られている人類共通の生物多様性という財産を他国と連帯して責任を持って維持する。

## 開発とラムサール条約

### 条約の名称

- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」
- 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
- 「生物の多様性に関する条約」

## 生物多様性条約の目的

- 第1条(目的): この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。

## ラムサール条約の目的

- 第3条第1項: 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用(wise use)することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 前文2: 水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、
- 前文3: 湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、

「賢明な利用」とは何か  
についても締約会議で指針:  
1987年の第3回締約国会議による定義

- 「賢明な利用」: 「湿地の賢明な利用とは、生態系の自然の特性の維持と整合した方法で人類の利益のために持続可能な形で利用することである。」
- 「持続可能な利用」: 「将来の世代の必要と願望を満たす力を維持しながら現在の世代の利益を最大限にかつ継続的に引き出すこと」

締約会議採択の指針を、条約事務局が「湿地の賢明な利用に関するハンドブック」にとりまとめ。第2版を今年5月刊行。

- 条約前文にある条約の目的に整合して、ハンドブックには、湿地の価値として、土砂の堆積や侵食の抑制、洪水抑制、水質維持、水の供給、漁業、レクリエーションなどが示されている。これらは、現に福島潟で維持されている「賢明な利用」である。
- ハンドブックに沿った「佐潟周辺自然環境保全計画」(2000年)にも「賢明な利用」: 農業的利用、漁業的利用、レクリエーション的利用

## 国と地元の人々とラムサール条約

条約の締結は国が行う。しかし、今日、それは、国内の様々な主体の代表として締結するものであって、国が勝手に締結し、勝手に実施するという性格のものではない。

- 横田匡紀、2002: 地球環境政策決定過程: 環境のグローバリゼーションと主権国家の変容、pp.203、ミネルヴァ書房: p.160: グローバル化によって生じた主権国家の自律性、統制力に対する制約、正当性の変化という要求は主権国家システムの存続、例えば、主権国家による統制力を増進させていくことを前提としたうえで対応している。



環境基本法(1993年): 国際協力に地方公共団体、民間団体、企業などの果たす役割を規定。

- ・国境を越えて自由かつ大量に人、物、金、情報が行き交う今日の社会では、様々な主体が国際協力の担い手になっている。
- ・スティグリツ(元世界銀行、ノーベル経済学賞)「グローバリゼーションとそれに対する不満」:「グローバリゼーションは生活の中の事実である。」
- ・コヘイン及びナイ「力と相互依存」:相互に武力をちらつかせることのないような国々の間では、外交を担うのは外交官だけではなく、国内官庁、企業、NGO、市民等々多様な主体が多様な役割を果たす。



## 環境基本法の規定

- ・第31条第1項: 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、…
- ・同第2項:国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、…

福島潟における様々な主体の取り組み

- ・自治体の取り組み
- ・市民団体の取り組み

地元の自治体、市民団体の取り組みという面からも、福島潟は、ラムサール条約登録湿地として十分な取組事例として、国際的な参考情報を提供し、国際的に知恵を出し合う力を提供し、国境を越えるヒシクイやコハクチョウに関して国際的に協調して取り組む基礎を持ち、生物多様性という人類の共有財産を将来の世代の利用のために維持するという面でも寄与できると考えられる。



御静聴、ありがとうございました。